

令和7年度 家庭用脱炭素推進設備等導入補助について

町では、町民のクリーンエネルギー利用を積極的に支援し、脱炭素社会の実現及び災害に強い安心・安全なまちづくりを目的として、家庭用脱炭素推進設備等を令和7年4月1日以降に導入された方に対して一部補助を行います。なお、予算に限りがありますので、補助を利用される方は、早めに申請くださいますようお願いいたします。

補助対象設備等・補助額

補助対象設備等	補助対象経費	補助金額
ZEH 	ZEHの新築費 又は購入費	10万円/件
定置型蓄電池 (1世帯につき、1台まで。) 	定置型蓄電池本体 設置工事にかかる費用 (配線や電気工事を含む。)	1キロワットアワーあたり1万円(上限10万円)※ ※:1万円に定置型蓄電池の定格容量(単位はキロワットアワーとし、1キロワットアワー未満の端数があるときは、小数点以下第2位を切り捨て、定格容量が10キロワットアワーを超えるものは10キロワットアワーとする。)を乗じ、千円未満を切り捨てた額とする。
電気自動車 (1世帯につき、1台まで。) 	車両本体 (登録料、付属品は除く。)	10万円/件
V2H充放電設備 (1世帯につき、1台まで。)	V2H充放電設備本体 設置工事にかかる費用 (配線や電気工事を含む。)	10万円/件

※定置型蓄電池とZEHはどちらかのみ申請となります。

補助対象者

補助金の交付を受けることができる方は、町内に居住し、かつ、住民基本台帳法により記録されている方で、次のいずれにも該当する方とします。

- ①申請の際、自ら居住する町内の住宅に、補助対象設備等を導入した方。ただし、電気自動車にあつては、新車登録日の1年以上前から申請日まで引き続き町内に住所を有する方とし、定置型蓄電池・V2Hにあつては、導入する住宅が他人の所有に属する場合、その同意を得ている方とします。
- ②町税を滞納していない世帯に属する方
- ③上三川町暴力団排除条例第2条第4号及び第5号に規定する暴力団員、暴力団員等又は上三川町暴力団排除条例施行規則第2条に規定する密接関係者に該当しない方
- ④過去にこの補助金の同一の補助対象設備等に対する補助金の交付を受けていない世帯に属する方

申請方法

申請できる期間は、補助対象設備等を導入した日の属する年度内となります。申請は申請者本人が、上三川町地域生活課環境係の窓口に必要な書類を提出することを基本とします。申請時は、上三川町家庭用脱炭素推進設備等導入補助金交付申請書兼実績報告書(別記様式第1号)に、町で定める書類を添付して提出してください。必要な添付書類など詳しくは、町ホームページにてご確認ください。

▶問い合わせ先＝地域生活課 環境係 ☎0285(56)9131

ケーブルテレビの電力サービス
『ホームタウンでんき』
2025年より電気料金を
さらに値下げしました!!
料金のシミュレーションもできます! お問い合わせはこちら
ケーブルテレビ栃木 下野センター ☎0120-25-1819

広告

楽しく学べる
無料塾
場 所: いきいきプラザ中会議室
参加申込・詳しい内容のお問い合わせ先
主催者: NPO法人 Dream Support - ドリームサポート
☎090-1055-8560 (渡辺)
受付 10:00~18:00
詳しい内容は下のQRコードを読み取ってみてね!

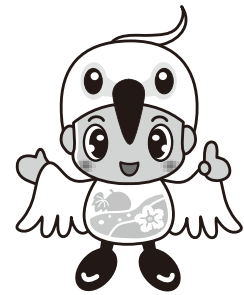

広告

上三川町こども家庭センターを開設しました

令和7年4月から、従来の「子育て世代包括支援センターしらピヨ（母子保健）」と、「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」は、「こども家庭センター」となります。

これまで以上に母子保健分野と児童福祉分野の連携を強化し、18歳までのすべてのお子さんとその世帯、すべての妊産婦さんのために継続的かつ切れ目のない支援をしていきます。

妊婦・子ども・子育て世帯が気軽に相談できる、子育て家庭の身近な相談窓口です。「こんなこと聞いて大丈夫かな?」とひとりで悩まずご相談ください。



妊婦・出産・子育てのこと等
何でも相談ください！

上三川町こども家庭センター

上三川町役場 子ども家庭課内
平日午前8時30分～午後5時15分（祝日・年末年始を除く）

母子保健「しらピヨ」

担当：母子健康係 ☎ 0285 (56) 9132

- 妊娠、出産に関する不安や悩みの相談
- 子どもの健康、栄養、発達等の子育ての不安や悩みの相談



児童福祉

担当：相談支援係 ☎ 0285 (56) 9137

- 子どもや家庭の問題に関する相談
- 児童虐待についての相談、対応



省エネ家電購入促進事業補助金について

省エネ家電製品の普及を促進し、温室効果ガスを削減するため、省エネ家電製品の購入費用に対し、補助金を交付します。なお、予算に限りがありますので、補助を利用される方は、早めに申請くださるようお願いいたします。

- ▶ 補助対象期間＝令和7年4月1日（火）から令和8年1月30日（金）まで
- ▶ 申請受付期間＝令和7年5月1日（木）から令和8年1月30日（金）まで
- ▶ 補助対象製品＝

令和7年4月1日から令和8年1月30日までに購入した新品のエアコン、電気冷蔵庫または、照明器具を補助対象製品とし、資源エネルギー庁が提供する「省エネ型製品情報サイト」に掲載されているもので、統一省エネラベルの多段階評価点が以下の条件を満たすもの

- ・エアコン（★3.0以上） ・電気冷蔵庫（★3.0以上） ・照明器具（★4.0以上）

- ▶ 補助金額＝

補助対象製品の本体購入価格（機器の設置に要する費用、リサイクル処理に係る費用、クーポン券等で割引された額、消費税及び地方消費税を除く。）の合計金額が10万円以上である場合のみ予算の範囲内において、一世帯につき、1回に限り2万円を補助申請できるものとします。

- ▶ 補助対象者＝次の項目をすべて満たす方

- ・町内に住所を有し、かつ、自らが居住している町内にある住宅（店舗付き住宅含む。）に補助対象製品を購入し設置した方
- ・上三川町暴力団排除条例第2条第4号、第5号に規定する暴力団員、暴力団員等又は、上三川町暴力団排除条例施行規則第2条に規定する密接関係者に該当しない方
- ・同一世帯に町税等を滞納している方がいない方
- ・同一世帯においてこの要綱の交付を過去に受けていない方

- ▶ 申込み方法＝

上三川町省エネ家電購入促進事業補助金交付申請書に、必要書類を添えて町地域生活課環境係へ提出してください。詳細は、町ホームページをご覧ください。



▶ 問い合わせ先＝地域生活課 環境係 ☎ 0285 (56) 9131